



区長あて

令和 年 月 日

請求する法人	法人所在地			
	法人名	印	請求担当者氏名	
	法人代表者役職・氏名		連絡先	
	証明に載せる方との関係	<input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/> 代理人(委任状が必要) <input type="checkbox"/> その他()		

※法人登記事項証明書等（発行から3か月以内の原本に限る）を添付してください。
 原本還付を希望する場合はコピーを同封してください。

どなたの証明ですか	本籍	さいたま市 区		
	筆頭者 ※戸籍の最初に記載してある人 ※亡くなっている場合も、筆頭者は変わりません	(ふりがな)	生年月日 (不明の場合は不要)	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	証明に載せる方の氏名	(ふりがな)	生年月日 (不明の場合は不要)	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日

なにが何通必要か	戸籍	謄本(全員)	1通	通	証明に載せる方の <input type="checkbox"/> 出生から死亡までを各通 <input type="checkbox"/> () から () までを各通 <input type="checkbox"/> 死亡が確認できるものを各通 <input type="checkbox"/> その他 誰のどのような記載が必要かを記入してください ()
		抄本(個人)	450円	通	
	除籍	謄本(全員)	1通	通	
		抄本(個人)	750円	通	
	改製原戸籍	謄本(全員)	1通	通	
		抄本(個人)	750円	通	
	戸籍の附票	全部(全員)	1通	通	
一部(個人)		300円	通		
身分証明書		1通 300円	通	委任状が必要です	
その他	()		通	使用目的、提出先を下欄に記入してください	

使用目的及び提出先・備考	例：〇年〇月〇日当社と金銭消費貸借契約を結んだ債務者〇〇が未返済のまま死亡したことにより、相続人を特定する必要があるため 例：〇〇訴訟手続き等にあたって、〇〇裁判所へ提出する必要があるため
--------------	---

※債権、債務がある場合、契約書等の写しを疎明資料として同封してください。

郵送による戸籍関係証明書の請求方法及び注意事項（法人からの請求）

① 請求書

- ・「請求する法人」、「どなたの証明ですか」、「なにが何通必要か」、「使用目的及び提出先・備考」欄の記入をしてください。
- ・「請求する法人」欄には、「法人所在地」、「法人名」、「法人代表者役職・氏名」の記入と法人印（法人又は代表者等）の押印をしてください。
- ・内容について確認する場合がありますので、「請求担当者氏名」、「連絡先」を記入してください。

② 法人の代表者氏名及び所在地を確認できる書類

- ・「法人登記事項証明書」、「代表者資格事項証明書」などを添付してください。法人の登記事項証明書等は発行日から3か月以内に限りです。（戸籍法施行規則第11条の4）
- ※原本還付を希望される場合は、「原本と相違ない」旨と請求者氏名を記入し、法人印（法人又は代表者等）の押印をした写しを、原本と併せて添付してください。

③ 請求の任に当たっている方（請求担当者）の権限を確認できる書類

- ・社員（代表者以外の方）が請求の任に当たっている場合
→社員証の写しや在籍証明書等、在籍がわかる書類を添付してください。
- ・代表者が、請求の任に当たっている場合
→代表者の資格証明書、法人の登記事項証明書の写し等を添付してください。

④ 請求の任に当たっている方（代表者または社員）の本人確認書類

- ・請求の任に当たっている方のマイナンバーカード等のコピーを添付してください。
- ※本人確認書類の例
マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証等のコピー

⑤ 疎明資料

- ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の請求をする場合、請求理由を裏付ける資料（債権債務関係を証する契約書等の写し）等を添付してください。
- ※債権譲渡、業務提携、業務委託等による場合は、契約書等の写しも添付してください。

⑥ 手数料

- ・各証明書の手数料分の定額小為替（無記名のまま送付してください）を同封いただくか、現金を現金書留でお送りください。
- ・郵便切手や収入印紙では手数料としてお取り扱いできません。

⑦ 返信用封筒

- ・上記②の書類に記載された所在地の送付先を記載し、切手を貼付したものを同封してください。
- ・証明書が手元に届くまでに、往復の郵送日数を含め1週間から10日程度かかります。お急ぎの場合は、往復とも速達郵便の利用をお勧めします。
- ・郵送事故の心配な方は簡易書留等の利用をお勧めします。
- ・速達や書留等を利用する際は、その分の切手を追加してください。

その他

- ・委任状は委任する方自身が自署または記名押印してください。
- ・プライバシー侵害につながるような不当な請求には応じられません。
- ・偽りその他不正な手段により交付を受けた時は30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第135条）

さいたま市へのお問い合わせ・請求先

〒338-8630 さいたま市中央区下落合5-7-10
さいたま市郵送請求処理センター
電話 048-840-6078 FAX 048-840-3530

さいたま市への郵送請求は、区域に関係なく全て郵送請求処理センターへお願いいたします。